

公 告

(平成29年度 遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定の締結)

次のとおり公告します。

平成29年 2月10日

国土交通省九州地方整備局
遠賀川河川事務所長 浦山 洋一

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

この協定は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間において、堤防決壊等の大規模災害の発生若しくは災害の発生が予想される場合、緊急的に処置の必要な箇所の見出（洪水時等河川巡視）、及び遠賀川河川事務所の直轄管理区間、または、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動要請があった場合は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害の応急対策に関し、これに必要な組織及び建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保及びその対応方法も定め、もって、災害の拡大防止と施設被害の早期復旧に期することを目的とする。

(2) 基本協定区間

基本協定の区間は、各出張所の管内を基本とする。

また、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）から命令があった場合は、協定締結者の同意を得た上で、遠賀川河川事務所の直轄区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）で業務を実施することがある。

なお、各出張所の管内における本協定の締結業者は、5～10社程度とする。

(3) 協定期間 平成29年 4月 1日（予定） ～ 平成30年 3月31日

(4) 本協定締結業者の選定については、災害時等における応急復旧工事又は対策・対応工事を実施する際の工事実施体制、工事の施工実績、災害協定の実績等に関する技術資料を総合的に評価して選定する評価方式である。

なお、協定区間については、評価結果及び本店の所在地等から遠賀川河川事務所にて決定する。

(5) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たって、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないこととする。

また、災害協定を締結する時点において法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としないが、協定に基づき工事請負契約を締結する時点において法定外労働災害補償制度（元請・下請を問わず補償できる保険であること）に加入していることを条件とする。

なお請負契約の条件となる保険は、工事現場単位で随時に加入する方式、または直前1年間の

完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成29・30年度一般土木工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。
また九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成29・30年度一般土木工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
なお、基本協定締結後に一般競争（指名競争）参加資格を失効したときは、失効した日をもって基本協定を無効とするものとする。
- (3) 本店の所在地が遠賀川河川事務所流域市町村（表-2）にあること。

表-2 本店所在地

本店の所在地
飯塚市、嘉麻市、桂川町、田川市、糸田町、香春町、大任町、川崎町、添田町、福智町、赤村、北九州市八幡西区、中間市、芦屋町、水巻町、遠賀町、鞍手町、岡垣町、宮若市、直方市、小竹町

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 協定締結参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 技術資料の総合的な評価に関する事項等

- (1) 技術資料等説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。
- (2) 協定締結者、非締結者への決定通知の期日については、平成29年3月13日（月）を予定している。
- (3) 協定締結の期限については、平成29年3月27日（月）を予定している。

4. 本基本協定に関する手続等

- (1) 担当部局
〒822-0013 福岡県直方市溝堀1丁目1-1（電話 0949-22-1830）
国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所
担当：工務課長 川邊 英明（内線311）
工務第二係長 野口 聡介（内線314）
- (2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法
 - ① 交付期間：平成29年2月10日（金）から平成29年2月23日（木）までの土曜日、日曜

- 日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所： 〒822-0013 福岡県直方市溝堀1丁目1-1
国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所 2階 工務課内
 - ③ 交付方法： 手渡しにより交付する。（※遠賀川河川事務所HPから入手できます。）
- (3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法
- ① 提出期間： 平成29年2月10日（金）から平成29年2月23日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで
 - ② 提出場所： 上記4.（1）に同じ。
 - ③ 提出方法： 持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

5 その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。
- (2) 本協定締結後は、一般土木工事、維持修繕工事の業種において、総合評価入札制度の評価対象となる。
- (3) 洪水時河川巡視については、本協定書に示す単価契約に基づき、実績に応じ精算する。